

860万円の攻防

現在、国会においては、「子ども手当」を支給しない所得制限をいくらにするかについて、民主、自民、公明の3党間で協議が行われています。一旦は、政策実務者協議の場において手取り860万円という水準で大筋合意したようですが、野党内での反対が強く、先行きは全く不透明になっています。

問題の「子ども手当」は、民主党が、「社会全体で子育てを支援する」とのマニフェストに基づき実施しているもので、15歳以下の子どもを扶養する保護者に対して、子ども一人について1万3千円支給されています。なお、当初は2万6千を支給する予定でしたが、財源難のため半額に抑えられています。

そこで、今何故「子ども手当」の見直しなのかといえは、特例公債法案を早期に成立させるためには、「子ども手当」や「農家個別補償」など野党からバラマキと批判されている施策の見直しが必須の状況になっているからです。こうした中、先般、民主党から「子ども手当」について、支給に当たって所得制限を付けることとし、その限度額を手取り860万円とする旨の提案があったものです。

今回の「子ども手当」見直しに当たっての争点は、所得制限を設けるべきかどうかということと、手取り860万円という設定金額の是非であると思います。

まず、所得制限を設けることの是非について考えてみましょう。

そもそも「子ども手当」は、共働き世帯や核家族の増加といった子育て環境の変化、更には子育てにかかる経費の増大などによって、子育て世代の負担が大きくなっていることから、その負担を軽減しようというところにあったはずで、たとえれば、高額所得者で現状に何ら痛痒を感じていない保護者に対してまで、手当の形で財政支援することに疑問を感じている方は多いと思います。

社会全体で子育てを支援するためには、所得制限を設けるべきではないとの主張がありますが、一体、社会全体で子育てを支援するとはどういうことなのでしょう。

子育て世代には、保育園や幼稚園、更には小学校から大学へと、子どもの成長に応じて様々な経済的負担が生じますし、また、幼い子どもは病気に罹りやすく医療費の負担も小さくないと思います。このため、子育て世代に対する支援は、こうした経済的負担に対する軽減策を講じることに加え、若い保護者相談体制などの整備、更には小児科医の充実や保育所などの増設による待機児童の解消などの対策を体系的に相互連携させ、一体的に取り組んでいくことが必要なのであり、子育て世代の保護者に均一に現金給付しなければ、社会全体で子育てを支援したことになるというものではないはずです。「子ども手当」は子育て支援策の一部に過ぎませんから、所得制限設定の是非を高いハードルにすべきではありません。

次に、860万円の水準についてですが、例えば、賃金センサス（賃金構造基本統計調査）による平成22年の平均賃金を見ると約470万円という状況です。こうしたことからすると、手取り860万円、実質年収1200万円は、財政支援を必要とする水準であるかと問われれば、庶民の感覚からは遠いといわざるを得ません。

いずれにせよ、党利党略ではなく、将来の日本を背負う子どもたちのために、速やかにしっかりとした方針を固めていただきたいものです。

（塾頭 吉田 洋一）